

## 第3版の発刊にあたって

本書は2009年3月、(社)日本社会福祉士会の成年後見人養成研修のテキストとして発行され、2013年4月に第2版が発刊されました。

第2版では「民法等の一部を改正する法律」「家事事件手続法」の制定や、高齢者福祉分野における「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」、  
「老人福祉法」32条の2の新設、また、障害者福祉分野における「障害者基本法」の改正、「障害者総合支援法」の施行等、多くの法改正を受けて、改訂を行いました。

その後、2016年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。これは、2010年に横浜で開催された第1回成年後見法世界会議において示された「横浜宣言」(2016年改訂版発表)において示された、日本の成年後見制度の課題への対応が議論されたところから具体的に動き出して成立した法律であり、内閣府に設置された「成年後見制度利用促進委員会」において検討された内容を受け、2017年に「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。そこでは財産管理に偏りがちであった運用のあり方の見直しや、制度を利用する本人を主体とした運用となるよう、本人の意思決定支援や身上保護に重点を置いた運用のあり方、地域共生社会を実現するために地域社会全体でこの取り組みを進めることが工程表とともに示されています。

このたびの本書の改訂においては、第2章「制度をめぐる動向」として、これら直近の流れを織り込むとともに、全体の構成を見直し、新たに第12章「後見事務とリスク・マネジメント」の章を起こしています。

社会福祉士が成年後見制度を学び、理解を深める目的・理由は、成年後見人等として実務を担うためだけでなく、成年後見制度利用促進基本計画で位置づけられる中核機関や地域連携ネットワークを構成するメンバーとして、地域の中で制度を必要とする人が本人の意思を尊重され、本人を中心とした支援方針の検討がなされたいうで、制度利用につながるシステムを構築することに向けて、調整を行う役割がこれまで以上に求められているからです。

また、地域の中で担い手を育成することは喫緊の課題であり、親族や市民などさまざまな担い手を支え、状況や必要に応じて専門職として後見実務に携わる人材を育成することは、社会福祉士だけではなくこれまで後見制度にかかわってきた専門職や専門職能団体に求められる責務であり、役割です。

本書がさまざまな立場で成年後見制度にかかわるすべての方々に、研修等で広く活用されることを願います。

2019年5月

公益社団法人日本社会福祉士会会長 西 島 善 久

## はしがき (初版)

近年の介護保険法や障害者自立支援法等の施行を契機として、高齢者・障害者等の福祉の充実を図るために、福祉サービス利用のほとんどにおいてサービス提供者とサービス利用者とが対等な立場での契約利用が前提となってきています。そのため、判断能力等が不十分な方々の自己決定の尊重、残存能力の活用やノーマライゼーション等といった理念の実現には福祉専門職による積極的な支援が欠かせません。

また、最近では複合的な課題を持つ要援護者が多くなってきているほか、近年の社会経済の著しい進展に伴い、司法、教育、労働、環境などの多くの隣接分野においても福祉問題が顕在化してきており、一部では権利侵害等のおそれがある問題も生じていることから緊急な対応が迫られており、専門性の高い力量と実践力を備えた福祉専門職が介在した支援が待たれています。

このような課題に取り組むために、(社)日本社会福祉士会では「権利擁護センターばあとなあ」を立ち上げて、各都道府県支部と共に、弁護士会、司法書士会等との連携を強化しながら成年後見人養成研修を行ってきていますが、このたび、この研修に対応したテキストや後見活動に従事する方々の手引書として本書を発行いたしました。また、2009年度より社会福祉士養成課程にも「権利擁護と成年後見制度」が加わりましたことから、大学等における科目履修のサブテキストとして本書が活用されることも期待しています。

今後、福祉専門職がさまざまな社会的な課題に対して実践現場で幅広く応えていくためには、近い将来において各分野の福祉専門職の方々と、専門性の高い「ソーシャルワーカー」として結集を図り、一体となって研鑽と実践を進めて、社会的な活動に結びつける必要性が高まってきています。

本書の発行を契機に、社会福祉士としての力量のさらなる向上を図るとともに、専門職団体としての社会福祉士会の組織力の充実や行動力の活性化を図って、多くの分野に積極的に貢献していきたいと考えています。

2009年3月

社団法人日本社会福祉士会会長 村 尾 俊 明

## 本書の特徴

### ◇権利擁護の視点から成年後見人の実務を理解するための一冊として

- ・本書は、社会福祉士が成年後見人として活動するために必要な基本的な知識をまとめています。
- ・本書は、権利擁護の視点から成年後見人として必要な理念、価値について解説し、実務上で留意すべき点をまとめています。

### ◇成年後見人として実践するための一冊として

- ・本書は、成年後見人として実践するため、具体的な実務の流れや留意点について解説しています。
- ・本書は、事例を用いた解説を挿入しており、成年後見人として実践し、判断に迷った場合の手引書となります。
- ・すでに経験豊富な後見活動者には、自らの後見活動を振り返る参考書として利用できます。

### ◇「成年後見人養成研修」のテキストとして

- ・本書は日本社会福祉士会が実施している「成年後見人養成研修（成年後見人材養成研修・名簿登録研修）」のカリキュラムに対応して編集されています。
- ・研修を通じて十分に理解できなかった部分、再度確認したい部分を、本書で復習することができます。

### ◇「権利擁護と成年後見制度」の参考書として

- ・本書は社会福祉士養成課程の科目「権利擁護と成年後見制度」において、理解を深め、成年後見人としての実務を理解するための参考書として利用することができます。

編 者

## 第10章 身上監護のための知識

### 1 身上監護の基本

#### (1) 身上配慮義務

##### (A) 身上配慮義務とは

成年後見人等の職務遂行上の基本的な活動指針として、民法858条の規定がある。「身上配慮義務」といわれるものである。

##### (成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮)

**第858条** 成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

この規定は、成年後見人が行うべき事務には、成年被後見人の「生活、療養看護及び財産の管理に関する事務」があり、これらの事務を遂行する際に「成年被後見人の意思を尊重」し、さらに「心身の状態及び生活の状況に配慮」しなければならないと明示している。

同様の義務は、保佐人（民法876条の5）、補助人（同法876条の10）、任意後見人（任意後見契約法6条）にも課せられている。

これらの規定について、立法担当者は、「身上監護の充実の観点から、成年後見人が本人の身上面について負うべき善管注意義務（民法第869条、第644条）の内容を敷衍し、かつ、明確にしたもの」と説明している（小林昭彦ほか『新成年後見制度の解説』142頁、ルビ筆者）。「善管注意義務」とは、民法の委任に基づく受任者の一般的な注意義務で、「受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う」（民法644条）として、成年後見人等にも準用されるものである。すなわち、成年後見事務を行うにあたって「その地位にある、思慮分別のある人が通常払う注意（＝善管注意義務）」の内容を具体的に説明し、明確にしたものと解される。さらに立法担当者は、この規定は、①本人の「生活、療養看護及び財産の管理」に関する事務全般についての身上配慮義務が責務とされていること、②「療養看護に関する事務」が法律行為に純化され、事実行為を含まないことが明確にされていることの2点において、「多様なニーズに応える後見事務の遂行の指針となる一般的な責務の内容を法文化したもの」であるとし、さらにこの規定は、「単に善管注意義務の解釈を具現化したものにとどまらず、理念的に本人の身上への配慮が事務処理の指導原理であることを明示することによって、身上面の保護に関する成年後見人の職務・機能の実効性を高めていくことに資する」とさらに踏み込んだ解説を加えている（小林ほか・前掲書142頁）。

また上山は、善管注意義務は特約によって免除や軽減ができるという通説や、委任が無償契約である場合や報酬が非常に低額である場合には、善管注意義務の軽減や義務違反時

の責任の軽減を認めるべきという学説があるが、成年後見人等に課せられた身上配慮義務や本人意思尊重義務は、通常の善管注意義務とは異なり、特約や無償性を理由に義務の免除や軽減は認めるべきではないと述べている（上山泰『専門職後見人と身上監護〔第3版〕』100頁～101頁）。

成年後見人等の職務が、成年被後見人等の財産管理のみならず生活全般に関する重大な権限が付与されることで成立することを考えると、この規定の示す身上配慮義務とその遵守義務の重要性も、おのずと理解できよう。成年後見人等に選任された者は、襟を正して職務と対峙しなければならない。

この規定によって「本人意思尊重義務」と「身上配慮義務」という、成年後見人等が職務を行ううえでの具体的な基本指針、原理原則が示されることとなった。個々の事例に対して、これらの実現とはどうあるべきかを常に問いながら実務にあたる姿勢が求められる。

しかし、実務において、判断能力が不十分な人の本人意思を尊重し、身上に配慮するとは、具体的に何をどうすることなのか。両者のバランスは本人の「最善の利益」が何かを見出すことと言い換えることができるが、本人の「最善の利益」を、第三者である成年後見人等が客観的に判断するにはどうすればよいのかという困難な問題に直面する。この点は、後記②で詳しく述べる。

#### (B) 「身上監護」と「財産管理」の関係

成年後見事務には、大別して、「身上監護」と「財産管理」があるという説明がしばしばなされる。

便宜上「身上監護」と「財産管理」という二分法的に説明されるものの、成年被後見人等の生活全般にわたる支援を行う際に二者は不可分であり、表裏一体の関係である。その人らしい生活の実現（＝身上監護）のために、持てる財産をどう活用するのか（＝財産管理）、言い換えると「身上監護」という目的を達するために「財産管理」を行うことが成年後見人等の職務である。

旧禁治産・準禁治産制度が、資産（とりわけ家産としての資産）の保全、すなわち財産管理中心であったのに対し、現行制度では本人の資産を本人のために活用する、すなわち身上監護中心の財産管理に転換が図られた。しかし、いまだ旧態依然とした財産管理中心的な考え方で成年後見制度をとらえている関係者もいると聞く。財産の多寡にかかわらず、成年後見制度の利用が必要な人は存在する。成年後見人等は、後見実務を通して、現行制度の目的を具現化していく役割を担っている。

#### (C) 立法担当者による「身上監護」に関する職務範囲

「身上監護」実務を行うにあたっては、どこまでできるのか（権限）、どこまでしなければならないのか（義務）、という判断を迫られる場面に直面することがある。関係者においても、後見事務の範囲について共通理解が得られているとはいえない状況があることが指摘されている（日本成年後見法学会身上監護研究会「平成19年度報告書」）。

ここでは、成年後見人等としての立場を明確にするためにも、立法担当者が示している身上監護に関する一定の職務範囲について理解し、これを基準に実務にあたることが肝要である。この経緯については、上山・前掲書第4章および第5章に詳しい。同書100頁には、「立法担当者による身上監護に関する職務範囲の整理」として、成年後見人等の職務の範囲が図表化されている（〈図12〉参照）。

## 〈図12〉 立法担当者による身上監護に関する職務範囲の整理

(上山泰『専門職後見人と身上監護〔第3版〕』106頁より)

## ■成年後見人の職務範囲となる実務 [民法858条の適用対象]

- ① 医療に関する事項
  - ・契約の締結
  - ・相手方の履行の監視
  - ・費用の支払い
  - ・契約の解除
- ② 住居の確保に関する事項
  - ・契約の締結
  - ・相手方の履行の監視
  - ・費用の支払い
  - ・契約の解除
- ③ 施設の入退所、処遇の監視・異議申立て等に関する事項
  - ・契約の締結
  - ・相手方の履行の監視
  - ・費用の支払い
  - ・契約の解除
- ④ 介護・生活維持に関する事項
  - ・契約の締結
  - ・相手方の履行の監視
  - ・費用の支払い
  - ・契約の解除
- ⑤ 教育・リハビリに関する事項
  - ・契約の締結
  - ・相手方の履行の監視
  - ・費用の支払い
  - ・契約の解除
- ⑥ 異議申立て等の公法上の行為
 

→ただし、上記①～⑥の事項についての法律行為に関連する行為に限られる。
- ⑦ アドヴォカシー
 

→ただし、契約等の法律行為に関する権限の行使に伴う注意義務の範囲内（民法858条の解釈として合理的な範囲以内）に限られる。

## ■成年後見人の職務範囲には含まれない実務

- (1) 権限の及ばない行為
  - ① 身体の強制を伴う事項
 

手術・入院・健康診断の受診等の医療行為の強制、施設への入所の強制等
  - ② 一身専属的な事項
 

臓器移植の同意等
- (2) 義務の及ばない行為
  - ③ 現実の介護行為

身上監護に関する実務にあたっては、〈図12〉に示された職務を行うことをまず基本にすべきである。ただし、保佐・補助類型や任意後見契約の場合は、付与された権限の範囲内でのみ行うことはいうまでもない。

まず着目したいことは、「成年後見人の職務範囲となる事務」と「成年後見人の職務範囲には含まれない事務」とに区別されている点である。

前者の「成年後見人の職務範囲となる事務」の詳しい内容を見ると、①医療に関する事項、②住居の確保に関する事項、③施設の入退所、処遇の監視・異議申立て等に関する事項、④介護・生活維持に関する事項、⑤教育・リハビリに関する事項があり、それぞれ、「契約の締結・相手方の履行の監視・費用の支払い・契約の解除」が列挙されている。これを見ると、「身上監護」事務とは成年被後見人等が生活をするうえで必要な諸サービスを利用するための契約行為（法律行為）を行うことであり、それに当然付随して、契約履行の確認事務（定期的な見守り等の法律行為に付随する事実行為）と、費用の支払いといった「財産管理」に関連する事務が伴うことがわかる。また⑥異議申立て等の公法上の行為として、①から⑤の法律行為に関連する異議申立て等の公法上の行為もあげられている。成年被後見人等の権利を擁護するための職務の1つとして、認識しておきたい点である。

後者の「成年後見人の職務範囲には含まれない事務」には、「権限の及ばない行為」と「義務の及ばない行為」がある。「権限の及ばない行為」には、「身体の強制を伴う事項」と「一身専属的な事項」があり、実務を行ううえで留意を要する。

「身体の強制を伴う事項」には、手術・入院・健康診断の受診等の医療行為の強制、施設への入所の強制、教育・リハビリの強制等が含まれる。客観的には医療の受診や施設入所等が適当であると判断される場合でも、成年後見人には強制的にこれらを行う権限はないことを理解しておかなければならない。あくまでも本人の意思を尊重しつつ、一方で本人保護に必要な手だてを検討していくことが基本的な姿勢となる。

なお、精神保健福祉法33条に基づく医療保護入院では、本人の同意がなくても家族等（成年後見人、保佐人を含む）の同意（のみが要件ではない）があれば入院させることができる。とされている。

「一身専属的な事項」には、臓器移植の同意や、遺言、身分行為（婚姻、養子縁組、子の認知等）が含まれ、権限が及ばない行為となる。

また「義務の及ばない行為」として「現実の介護行為」があげられている。実際に介護を行うなどの「事実行為」は、成年後見人等の職務には含まれないと説明される部分である。

成年後見制度利用促進法で身上保護（身上監護）と本人の意思尊重が注目されており、今後そのあり方が整理され、支援が推進されることが期待される。なお、意思決定支援については第2章⑥を参照されたい。

## (2) 自己決定と保護の調和

### (A) 事例から考える自己決定と保護との調和

現行成年後見制度は、「自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の理念と本人保護の調和」を基本理念として掲げている。また「本人意思の尊重」が職務の大原則であることは先に述べた。

しかし、表明された本人意思が必ずしも本人の最善の利益とは考えられない場合は、どうすればよいのだろうか。実務を行ううえで、本人意思の尊重（それに基づく自己決定の尊重）と保護とのバランスをどうとるか、どちらを優先させるかは、最も悩ましい問題である。

次の事例を読んで、「何を考えたか」を考えてみてほしい。

## 《事例10-1》

知的障害があり施設に入所している成年被後見人が、「自分の車を買いたい。そして、大好きな職員とドライブに行きたい」と希望していることがわかった。車を購入するだけの預貯金はあるが、本人が車を運転することはできない。

この事例では、知的障害があり施設入所中でもあり、しかも本人が運転できない車を購入することは、いくら本人の希望であり購入可能な預貯金があるといっても、財産の無駄使いである。本人に車の購入はあきらめてもらうことが最善であると考え人が多いのではないだろうか。しかし、施設入所中である、本人が運転できないということが、車は購入できない、しないほうがよいという理由になるのはなぜだろうか。また財産の使い方が無駄使いか否かは、誰がどのような基準に基づいて決めればよいのだろうか。初めから無理・無駄と決めつけず、本人の願いに真摯に耳を傾け、本人の要望の本質を探り、その実現可能性について検討してみることが、成年後見人等が持つべき基本的な姿勢であろう。

## 《事例10-2》

自宅で生活している精神障害のある成年被後見人が、ある日の新聞広告で自然豊かな山間部の土地を安く購入できるとあったのを見て、ぜひ住みたいと思い、即刻、売買契約を結んでしまった。購入できるだけの財産はあるが、本人が有効利用するのは難しいと思われた。取消権を行使すべきか。販売業者は、いわゆる悪質業者ではなさそうである。

在宅で生活する精神障害者には起こりうる出来事であろう。社会生活を営むうえでの基本的なスキルが現存する場合は、本人の意思で次々と契約を結んでしまうこともあり、成年後見人等がその事後的な対応に追われることもある。しかし、成年後見人等が取消権を行使することのみを自身の仕事として優先させるのではなく、財産の多寡や契約内容、収支のバランスなど総合的な判断に基づき、本人の財産を本人の意思に基づいて使うことを尊重するといった姿勢が必要である。当たり前のことではあるが、本人の財産はあくまでも本人のものなのである。

## 《事例10-3》

独居高齢者の認知症が少しずつ進んできた。近隣に家族はいるが、長年にわたり本人との関係がこじれていることもあり、家族は本人を早く施設に入れて家を処分してほしいという。成年後見人は福祉サービスを利用して独居生活を継続することが可能ではないかと考えており、本人も何としても住み慣れた家から離れたくないと言って耳を貸さない。

この事例のように、家族と本人の板挟みになって成年後見人等が対応に窮する状況も考えられる。しかし、成年後見人等はあくまでも本人の代理人・支援者であり、本人の意思よりも家族の意向を優先させるようなことがないよう、成年後見人等としての立場を守り、明示していかなければならない。時として家族と対決しなければならない状況もあろう。この事例の場合も、本人の意思を最大限尊重し、住み慣れた家で暮らせる方法を検討することが、成年後見人等の仕事といえる。



### (B) 本人の支援者としての成年後見人等

ここで、あらためて成年後見人等として踏まえるべき基本的な視点を確認してみよう。成年後見人等はあくまでも本人の立場に立ち、本人の最善の利益を追求することを基本姿勢としなければならない。

保護を優先するあまり、パターンリスティックに「これは無理、あれもだめ」と決めつけていないだろうか。本人の意思を尊重した、その人らしい生活の実現可能性を検討してみただろうか。どうすればできるか、どうすれば可能かを検討することなく、成年後見人等が自分自身の価値観を押しつけていないか、独断や決めつけで成年後見人等自らが権利侵害者になっていないか、点検してみる必要がある。他人からは「愚行」と思える行為でも、本人の自己決定に基づいてその行動を選択する自由（愚行権、愚行の自由）があることまで尊重する姿勢がないと、本人意思を尊重した自己決定の支援はできないだろう。本人意思を尊重した自己決定支援は、本人と成年後見人等の信頼関係が基盤となる。本人が自由に意思を表明でき、成年後見人等が本人の意思を受け止め、考えられる選択肢やリスクを共に検討するというプロセスを経ることが必要である。そのうえでなお、最終的な自己決定権は本人にあるということを尊重することである。また、施設入所の強制など身体の強制を伴う事項は、成年後見人等の権限が及ばない行為であることを再度確認しておきたい。

さらに、本人の代弁者として、施設と交渉したり、契約不履行や権利侵害が行われていると判断した場合には異議を申し立てたり、あるいは家族とも対決しなければならないことも時としてありうる。あくまでも本人の立場に立って代弁者として機能しているか、施設や家族といった相手方の立場で、相手方の都合に合わせて、ものわかりよく物事を進めていないか、確認してみる必要もあろう。

しかし一方で、本人意思の尊重に忠実であろうとするあまり、本人保護の職務がおろそかになっていないか、同時に検証しなければならない。本人意思の尊重とは、本人が言うとおりに、言われたことを言われたままに行えばよいというものではない。まさに、「心身の状態及び生活の状況」を配慮したうえで、さまざまな角度から総合的に判断した結果、場合によっては取消権を行使することを検討する必要もあろう。また本人保護のために生活上必要なサービス利用の手配などは、当然しなければならない職務である。

意識障害がある、障害が重度で意思確認が困難であるといった場合でも、本人の意思を引き出すための方法を探ることや、過去に表明された意思があればそれを尊重するといった姿勢が求められる。また本人の信条や生活歴の情報などから、本人が意思表示できるとすればどのような選択や決定をするだろうかと推定できる場合もあろう。

いずれにせよ専門職後見人には、専門職としての説明責任がある。本人の最善の利益をどのような情報に基づいて判断したのか、説明責任が果たせるよう、判断根拠を明確にしておくことが求められる。

### (3) 法律行為と事実行為

立法担当者が示している身上監護に関する一定の職務範囲のうち、「義務の及ばない行為」として「現実の介護行為」があげられていた（前記(1)(C)〈図12〉参照）。これは、成年後見人等の職務の中核が契約等の「法律行為」であり、実際に引き取って面倒をみるといっ



(2019年4月現在)

《執筆者（執筆順）》

池田 恵利子（いけだ えりこ）〔第1章**1**～**7**〕

社会福祉士（東京社会福祉士会）／いけだ権利擁護支援ネット代表、公益社団法人日本社会福祉士会参事

栗原 直樹（くりはら なおき）〔第1章**8**〕

社会福祉士（埼玉県社会福祉士会）／公益社団法人日本社会福祉士会理事

高山 直樹（たかやま なおき）〔第2章**1****2**〕

社会福祉士（神奈川県社会福祉士会）／東洋大学社会学部社会福祉学科教授

岩崎 香（いわさき かおり）〔第2章**3**〕

早稲田大学人間科学学術院教授

竹田 匡（たけだ ただし）〔第2章**4**〕

社会福祉士（北海道社会福祉士会）／公益社団法人日本社会福祉士会理事

須田 俊孝（すだ としゆき）〔第2章**5**〕

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課長

（前内閣府参事官、前厚生労働省大臣官房参事官（併）社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室長）

星野 美子（ほしの よしこ）〔第2章**6**、第3章**1**〕

社会福祉士（東京社会福祉士会）／公益社団法人日本社会福祉士会理事、TRY 星野社会福祉士事務所

大澤 理尋（おおさわ みちひろ）〔第4章、第7章〕

弁護士（新潟県弁護士会）／社会福祉士（新潟県社会福祉士会）

五十嵐 禎人（いがらし よしと）〔第5章**1****2**〕

千葉大学社会精神保健教育研究センター法システム研究部門教授

小嶋 珠実（こじま たまみ）〔第5章**3**〕

社会福祉士（神奈川県社会福祉士会）・公認心理師／一般社団法人成年後見センターペアサポート理事

西岡 慶記（にしおか よしのり）〔第6章〕

仙台地方・家庭裁判所判事  
（元最高裁判所事務総局家庭局付）

矢頭 範之（やとう のりゆき）〔第8章〕

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート理事長

若穂井 透（わかほい とおる）〔第9章〕

弁護士（千葉県弁護士会）／元日本社会事業大学社会福祉学部教授

前本 好江（まえもと よしえ）〔第10章、第11章〕

社会福祉士（愛知県社会福祉士会）／前本社会福祉士相談室

小川 政博（おがわ まさひろ）〔第11章①〕

社会福祉士（埼玉県社会福祉士会）／あかね社会福祉士事務所

長岡 芳美（ながおか よしみ）〔第11章②〕

社会福祉士（山形県社会福祉士会）／山形市社会福祉協議会

三角 明裕（みすみ あきひろ）〔第11章③〕

社会福祉士（佐賀県社会福祉士会）／佐賀県社会福祉士会

齋藤 憲磁（さいとう けんじ）〔第12章〕

社会福祉士（神奈川県社会福祉士会）／国立県営神奈川障害者職業能力開発校

※第3章②～④については（公社）日本社会福祉士会において執筆した。

《初版・第2版執筆者》

千木良 正（ちぎら ただし）〔第4章、第7章、第8章、第10章③〕

弁護士（神奈川県弁護士会）／社会福祉士（神奈川県社会福祉士会）

西原 留美子（にしはら るみこ）〔第10章①〕

社会福祉士（神奈川県社会福祉士会）／東海大学健康科学部社会福祉学科非常勤講師

古井 慶治（ふるい けいじ）〔第10章②〕

社会福祉士（静岡県社会福祉士会）／ふるい後見事務所

## 《第3版 編集》

(公社)日本社会福祉士会 権利擁護センターぱあとなあ運営協議会  
後見研修テキストプロジェクト

[編集委員一覧]

- 委員長 星野 美子 (ほしの よしこ)  
委員 大澤 理尋 (おおさわ みちひろ)  
委員 小川 政博 (おがわ まさひろ)  
委員 齋藤 憲磁 (さいとう けんじ)  
委員 長岡 芳美 (ながおか よしみ)  
委員 前本 好江 (まえもと よしえ)  
委員 三角 明裕 (みすみ あきひろ)

[編者所在地]

公益社団法人 日本社会福祉士会

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13

カタオカビル2階

TEL 03-3355-6541 FAX 03-3355-6543

<http://www.jacsw.or.jp>

# 権利擁護と成年後見実践〔第3版〕

～社会福祉士のための成年後見入門～

---

2019年6月15日 第1刷発行

定価 本体 3,800円＋税

編者 公益社団法人 日本社会福祉士会

発行 株式会社 民事法研究会

印刷 株式会社 太平印刷社

---

発行所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16

〔営業〕 ☎03-5798-7257 FAX03-5798-7258

〔編集〕 ☎03-5798-7277 FAX03-5798-7278

<http://www.minjiho.com/> [info@minjiho.com](mailto:info@minjiho.com)

---

カバーデザイン／関野美香 ISBN978-4-86556-299-6 C2036 ¥3800E  
本文組版／民事法研究会（Windows10 Pro 64bit+InDesign2019+Fontworks etc.）  
落丁・乱丁はおとりかえします。